

市内で新たに事業を始めるための資金が必要な皆さまへ

創業支援資金のご案内



■ **ご利用いただける方** : 次の要件を満たしている方（個人・会社）

- ① 事業を営んでいなかった方で、市内に新たに本店及び事業所を設置し、事業活動を開始する具体的計画を有する方で、特定事業を行おうとする方
又は事業開始後1年を経過していない中小企業者
(法人での利用にあっては、代表者が事業を営んでいなかった方に限ります。)
- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けている方、又は受ける見込みのある方
- ③ 市税（市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税を含みます。）
を完納している方

■ **資金用途** : 創業に必要な設備資金・運転資金

（原則として土地取得資金は除きます。）

設備資金は、市内に設置するものに限ります。）

■ **融資限度額** : 5,000万円

※仕入額、外注費、従業員給与額等の運転資金は、概ね3か月分が限度です。

■ **融資期間** : 10年以内(融資後2年以内据置可) 元金均等月賦償還

■ **利 率** : 年1.3%以内(信用保証付は1.0%以内)

※支払後の申請により、信用保証付の保証料全額補助及び利子の全額補給（5年間）が受けられます。

■ **担保・保証人** : 金融機関の定めるところによります。

■ **申請期間** : 年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)

■ **申請先** : 高崎市融資制度取扱金融機関

■ **申請に必要な書類（提出部数は1部）** 添付書類は写しで結構です。

① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書

（金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。）

② 【法人の場合】・ 法人の履歴事項全部証明書

・ 試算表（作成している場合）

【個人の場合】・ 確定申告書の写し（開業している場合のみ）

・ 個人事業の開業届の写し

③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し

（届出・登録中の場合は届出書類等の写し）

④ 見積書・図面・カタログ等

⑤ 事業所等までの案内図

⑥ その他市及び金融機関の指定する書類

（建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など）

⑦ 事業概要及び代表者の略歴が分かる資料（創業計画書など）

⑧ 代表者の所得証明書の写し（原則2年分）

■ 融資の手順

① 融資相談



借入希望の金融機関へ融資のご相談をしてください。

② 融資確認



融資対象者要件、資金使途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。

確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融担当までお越しください。（金融機関の方でも結構です。）

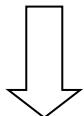
資格要件確認後に確認書を返却します。

③ 申込み



借入希望の金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。

④ 審査



金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。

信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。

⑤ 融資実行



金融機関で融資決定（信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後）となると、所定の手続きを経て融資実行となります。

⑥ 実行報告

融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。

- ・融資実行報告書
- ・市町村税の完納証明書 ※融資実行前に取得
 ► 納付後約10日の間に完納証明書を申請される方は、市で納付の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。
 詳しくは完納証明書発行窓口へお問い合わせください。
- ・暴力団排除に関する誓約書

- ◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。
- ◆ 創業者融資保証料補助および利子補給制度の申請窓口は、商工振興課です。融資を受けた日から原則1か月以内に認定申請を行ってください。詳細は、別紙「高崎市創業者融資保証料補助及び利子補給のご案内」をご覧ください。

詳しいお問い合わせは…

高崎市融資制度取扱金融機関または

高崎市商工観光部商工振興課金融担当(市庁舎13階)へ ☎ 027-321-1258(直通)